

FAQ（パートナーシップ宣誓証明制度関係）

Q1 制度の対象者は、戸籍上の性が同性のパートナーに限らないのか。

A 府の制度は、戸籍上の性別が同性のパートナーに限定していません。

例えば、戸籍上の性が互いに異性の場合でも、一方又は双方が性的マイノリティの方である場合は、制度の対象となります。

Q2 受領証は、いつ交付されるのか。

A 提出された書類等に不備がなく、宣誓が適用と認められる場合は即日交付します。

ただし、内容確認等に時間を要する場合がありますのでご了承ください。

Q3 受領証の交付には、費用は発生するのか。

A 受領証の交付には、費用は発生しません。

ただし、宣誓の際に提出いただく必要書類の交付手数料等は自己負担となります。

Q4 受領証に有効期限はあるのか。

A ありません。

本制度は、府として宣誓書を受理した事実を証明するものであり、また、法律上の効果が発生するものではありませんので、受領証自体に有効期限はありません。

Q5 パートナー関係がなくなった場合は、宣誓書受領証を返還しないといけないのですか。

A パートナー関係が解消された場合は、宣誓書受領証を返還していただくことになります。

Q6 同居していないと宣誓できませんか。

A 宣誓の時点で同居している必要はありません。

Q7 成年に達した者とは何歳以上ですか。

A 20歳以上です。民法の改正により、2022年4月1日以降は満18歳以上となる予定です。

Q8 「婚姻することができない関係」はどのような場合ですか。

A 次の場合です。

・民法734条（近親者間の婚姻の禁止）及び735条（直系姻族間の婚姻の禁止）の規定により婚姻できない関係にある方は宣誓できません。

ただし、養子と養方の傍系血族（養親の実子、兄弟姉妹等）との場合、宣誓することができます。

（民法第734条但し書き）

《第734条》・直系血族（父母、祖父母、子、孫等）

・三親等内の傍系血族（兄弟、姉妹、おじ、おば、甥、姪）
《第735条》・直系姻族（配偶者の父母、祖父母、兄弟、姉妹、配偶者の継子等）

Q9 通称名を使用できますか。

A 交付する宣誓書受領証に通称名で記載できます。

Q10 宣誓書受領証はどのように利用するのですか。

A 受領証の提示により一定の範囲で婚姻関係や事実婚に準じた取り扱いが行われるサービスがございます。詳しくはサービス提供者にご確認ください。

Q11 他の人に代理で宣誓してもらうことは可能ですか。

A 代理の宣誓はできません。必ず、宣誓者のお二人でお越してください。

Q12 大阪府外へ転出するときは宣誓書受領証を返還しないといけないのですか。

A 宣誓書受領証を返還する必要はありません。ただし、パートナーシップ関係が解消された場合または、当事者の一方が死亡された場合には、宣誓書受領証返還届を提出し、返還してください。

Q13 パートナーシップ宣誓証明制度と法律婚はどう違いますか。

A 婚姻を行うと、民法の規定に基づく法律上の親族となり、相続等財産上の権利や、税金の控除、親族の扶養義務等さまざまな権利・義務が発生しますが、本制度は、要綱に基づいて実施するため、法的な効力はありません。また、戸籍や住民票の記載が変わることもありません。